

秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正することについて

秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立サンライフ鶴巻において、事務用に使用していた部屋を市民等が利用できる小会議室として位置付けるとともに、その使用料を定めるため、改正するものであります。

秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正する条例

秦野市立サンライフ鶴巻条例（平成15年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小会議室

別表専用の部使用の区分の欄中

「

体育室

」の次に「

小会議室

」を加え、同部基本使用料の欄中

「

円
400

」の次に「

50

」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第54号 秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
(施設)				(施設)			
第3条 サンライフ鶴巻に次に掲げる施設を置く。				第3条 サンライフ鶴巻に次に掲げる施設を置く。			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
(3) <u>小会議室</u>				(3)－(6) (略)			
(4)－(7) (略)				別表(第6条関係)			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
使用の区分		単位	基本使用料	使用の区分		単位	基本使用料
専用	体育室	30分につき	円	専用	体育室	30分につき	円
			400				400
	<u>小会議室</u>		50		(略)		(略)
	(略)		(略)				
(略)			(略)				
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
附 則							
この条例は、令和2年4月1日から施行する。							